

別紙

滋賀県保育士養成施設に対する就職等促進支援事業費補助金交付要綱

(通則)

第1条 滋賀県保育士養成施設に対する就職等促進支援事業費補助金については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）および滋賀県補助金等交付規則（昭和48年滋賀県規則第9号。以下「規則」という。）の規定によるほか、この交付要綱に定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 この補助金は、児童福祉法第18条の6第1号に定める指定保育士養成施設（以下「養成施設」という。）を卒業予定の学生に対する保育所等への就職を促すための取組や、中学生・高校生（以下「中高生」という。）の段階から就職時期までに亘って一貫して保育士としてのキャリア選択を後押しするための組織的な取組を積極的に行っている養成施設に対し、就職促進およびキャリア教育等のための費用を助成することで新規資格取得者の確保を図ることを目的とする。

(交付の対象)

第3条 この補助金の交付の対象（以下「交付対象事業」という。）は、「滋賀県保育士養成施設に対する就職等促進支援事業実施要綱の制定について」（令和7年9月29日付滋子育て第1172号滋賀県子ども若者部長通知）の別紙「滋賀県保育士養成施設に対する就職等促進支援事業実施要綱」に基づいて実施される事業とする。

(申請および実績報告)

第4条 規則第3条に規定する補助金交付申請および規則第12条に規定する補助金実績報告は、別記様式第1号に補助金精算所要額調書を添えて、別に定める日までに知事に提出しなければならない。

2 補助事業者は、前項の申請書を提出するに当たっては、補助金に係る消費税等仕入れ控除税額（補助対象経費に含まれる消費税および地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において補助金に係る消費税等仕入れ控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

(変更申請および再実績報告)

第5条 この補助金の交付決定後の事情の変更により、申請および実績報告の内容を変更しようとする場合には、前条に定める申請手続きに従い、補助金変更交付申請および再実績報告を別記様式第2号により速やかに知事に提出しなければならない。ただし、軽微な変更にかかる場合はこの限りではない。

2 補助事業を中止または廃止しようとするときは、補助事業中止(廃止)承認申請を別記様式第3号により知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(交付額の算定方法)

第6条 この補助金の交付額は、次により算出された額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(1) 別表の第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額を比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

(交付の条件)

第7条 規則第5条の規定によりこの補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

(1) 事業の内容の変更(軽微な変更を除く。)をしようとする場合には、知事の承認を受けなければならない。

(2) 事業を中止し、または廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。

(3) 事業が予定の期間内に完了しない場合または事業の遂行が困難になった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。

(4) 事業により取得し、または効用の増加した不動産およびその従物ならびに事業により取得し、または効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具およびその他の財産については、適正化法施行令第14条第1項第2号の規定によりこども家庭庁長官が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けずに、この間接補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、または廃棄してはならない。

(5) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部または一部を県に納付させることがある。

(6) 事業により取得し、または効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

(7) 補助事業完了後に、消費税および地方消費税の申告により間接補助金に係る消費税および地方消費税にかかる仕入控除税額が確定した場合(仕入控除税額が0円の場合を含む。)には、別記様式第4号により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに知事に報告しなければならない。

また、間接補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を県に返納しなければならない。

(8) 事業に係る収入および支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入および支出について証拠書類を整理し、当該帳簿および証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止または廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

ただし、事業により取得し、または効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具およびその他の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、または適正化法施行令第14条第1項第2号の規定によりこども家庭庁長官が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

(標準事務処理期間)

第8条 この補助金の標準事務処理期間は、次のとおりとする。

- (1) 規則第4条の規定による補助金等の交付の決定は、規則第3条の規定による申請があった日から起算して30日以内に行うものとする。
- (2) 知事は、補助金の変更交付申請があったときは、申請書を受理した日から14日以内に変更交付決定を行うものとする。
- (3) 規則第13条の規定による額の確定は、前条の規定による実績報告があった日から起算して30日以内に行うものとする。

(指示または検査)

第9条 知事は、この補助金に関し、補助金の交付を受けた者に対して必要な指示をし、または書類、帳簿等の検査を行うことがある。

(電磁的方法による提出)

第10条 補助事業者は、第4条の規定に基づく交付の申請および実績報告、第5条の規定に基づく変更申請および再実績報告、第7条の規定に基づく知事の承認を必要とする申請等については、滋賀県インターネット利用による行政手続等に関する条例（平成16年滋賀県条例第30号）第3条第1項に規定する電子情報処理組織を使用して行うことができる。

(その他)

第11条 規則またはこの要綱に定めるほか、この補助金の交付にあたり必要な事項は知事が別に定める。

付 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行し、令和7年度の補助金から適用する。

別表

1 事業名	2 基準額	3 対象経費	4 負担割合
滋賀県保育士養成施設に対する就職等促進支援事業	1 施設あたり 1,047,000 円	滋賀県保育士養成施設に対する就職等促進支援事業を実施するために必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、会議費、印刷製本費、光熱水費および修繕料）、役務費（通信運搬費、広告料、手数料）、補助金および交付金、使用料および賃借料ならびに備品購入費	県 1/2 (国) 1/2